

# **坂出市人権教育・啓発に関する基本指針**

**香川県坂出市**



## はじめに

人権とは「人の命」そのものであると同時に、「人間が人間らしく幸せに生きる権利」であり、社会の根幹をなすものであります。

人類は、20世紀に二度の世界大戦を経験し、平和と人権の大切さを学びました。そして、国際連合（国連）総会において、『世界人権宣言』（1948年（昭和23年））が採択された後、今日まで、人権に関するさまざまな条約や宣言が採択され、人権保障のために国際的な努力が、重ねられてきました。

我が国においても、人権に関する国際条約の締結や宣言の決議に加わるとともに、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権尊重社会の実現をめざすためにさまざまな法律の制定や諸施策の推進が図られてきました。そして21世紀は「人権の世紀」と言われるように、人権尊重意識の高まりは世界的な潮流となっています。

本市では、すべての市民の人権が尊重される社会の実現をめざして、1993年（平成5年）3月に『人権尊重都市宣言』を行いました。また、2003年（平成15年）12月に「坂出市人権教育・啓発に関する基本指針」を策定しました。さらに、2013年（平成25年）9月には、「坂出市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、すべての行政施策の根底には「人権尊重の理念」が存在し、本市すべての人が、明るく住みよい社会の実現に向けて、たゆまぬ努力を重ね、推進することを再確認したところであります。

しかし、依然として女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題（部落差別）などさまざまな人権問題が存在しており、さらに、ヘイトスピーチやヘイトデモに見られるような排外的行為などに見られる外国人問題やインターネットなどの情報通信技術の発達に伴う新たな人権問題も発生しております。

このような状況の中、法制度の整備や社会情勢の変化などを反映し、今回「坂出市人権教育・啓発に関する基本指針」を改訂（2018年（平成30年）度版）いたしました。

今後は、この指針に基づき、すべての行政施策の根底に人権がかかわっているということ認識した中で、坂出市人権啓発推進会議の活動を中心として市民対話を重ねながら、人権教育・啓発に取り組んでまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2019年（平成31年）3月

坂出市長 綾 宏

# 目 次

## I 基本的な考え方

- 1 基本指針策定の背景
  - (1) 国際的動向
  - (2) 国内の動向
- 2 基本指針の策定理念と位置付け

## II 人権教育・啓発の現状

- 1 人権を取り巻く情勢
- 2 人権教育の現状
  - (1) 人権教育の意義・目的
  - (2) 本市の人権教育の現状
- 3 人権啓発の現状
  - (1) 人権啓発の意義・目的
  - (2) 本市の人権啓発の現状

## III 人権教育・啓発の基本的あり方

- 1 人権尊重の理念
- 2 人権教育・啓発の基本的あり方
  - (1) 実施主体間の連携と市民に対する多様な機会の提供
  - (2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法
  - (3) 市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

## IV 人権教育・啓発の推進方策

- 1 人権教育・啓発の取組
  - (1) 人権教育
  - (2) 人権啓発

## 2 各人権課題に対する取組

- (1) 女性
- (2) 子ども
- (3) 高齢者
- (4) 障がい者
- (5) 同和問題（部落差別）
- (6) 外国人
- (7) HIV感染者・ハンセン病患者等
- (8) 刑を終えて出所した人
- (9) 犯罪被害者等
- (10) 情報通信技術を使った人権侵害
- (11) 北朝鮮当局による拉致問題等
- (12) 性的少数者（セクシャルマイノリティ）
- (13) その他

## 3 人権にかかわりの深い特定職業に従事する者に対する研修等

## 4 総合的かつ効果的な推進体制等

- (1) 実施主体の強化および周知度の向上
- (2) 実施主体間の連携
- (3) 担当者の育成
- (4) 文献・資料等の整備・充実
- (5) 内容・手法に関する調査・研究
- (6) マスメディアの活用等
- (7) 情報通信技術の活用

## V 指針の推進

- 1 推進体制
- 2 連携および協力
- 3 指針の見直し

### 《資料》

- ・ 坂出市人権教育および人権啓発推進本部設置要綱
- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・ 坂出市人権尊重のまちづくり条例

# I 基本的な考え方

## 1 基本指針策定の背景

### (1) 国際的動向

1945年（昭和20年）に世界の平和を希求して創設された国連は1948年（昭和23年）に「世界人権宣言」を採択し、それ以降、国連は世界人権宣言の理念を実効性のあるものとするため、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」や「児童の権利に関する条約（児童の権利条約）」など多くの人権に関する条約や宣言を採択するとともに、「国際婦人年」、「国際障がい者年」や「国際識字年」など重要なテーマごとに国際年を定め、人権が尊重される世界の実現をめざして取り組んできた。

しかし、こうした取組にもかかわらず、人種、民族、宗教等に起因する地域紛争が多発し、人権が侵害される状況が続いてきたことから、1993年（平成5年）にウィーンで開催された世界人権会議で、人権教育の重要性が改めて提唱され、翌1994年（平成6年）の国連総会において、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とするとともに、その具体的なプログラムとして「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、「人権という普遍的な文化」を世界中に構築するための運動が進められた。

「人権教育のための国連10年」終了後も、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」を2005年（平成17年）から開始することが採択された。世界計画の第一段階行動計画（2005年（平成17年）～2007年（平成19年））では、小学校および中学校といった初等中等教育に焦点を絞って取り組み、第二段階行動計画（2010年（平成22年）～2014年（平成26年））では、高等教育における人権教育および公務員、法執行者等への人権研修に焦点を当てた取組を進め、第三段階行動計画（2015年（平成27年）～2019年（平成31年））では、これまでの取組の強化とジャーナリストやメディア関係者に焦点を当てた取組を進めている。

このように、国連をはじめ国際社会において、「人権の世紀」と言われる21世紀にふさわしい世界の実現に向けた歩みが続けられている。

### (2) 国内の動向

我が国では、1947年（昭和22年）に施行された日本国憲法において、「自由権」、「法の下での平等」、「生存権」や「社会権」などの基本的人権を保障するとともに、国連

の人権関連の諸条約に批准するなど、国際社会の一員として人権尊重社会の形成に努めてきた。

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組が挙げられる。1995年（平成7年）内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997年（平成9年）「国連10年国内行動計画」を策定・公表した。香川県においても同様に、県民の人権意識の高揚をさらに図るため1999年（平成11年）「人権教育のための国連10年香川県行動計画」が策定されている。

また、1996年（平成8年）の地域改善対策協議会の意見具申などを踏まえ、1997年（平成9年）「人権擁護施策推進法」が施行され、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、法務省に人権擁護推進審議会を設置し1999年（平成11年）には「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項」について答申が取りまとめられた。その後、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため2000年（平成12年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、この法律に基づき2002年（平成14年）に国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されている。

この基本計画を踏まえ、文部科学省では2004年（平成16年）から2009年（平成21年）にかけて、「人権教育の指導方法等のあり方について」を3次にわたってとりまとめ、学校教育における人権教育の指導の改善や充実に向けた視点を示し、その活用を進めている。

また、香川県においても、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき2004年（平成16年）1月に「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、本市においても同様の趣旨で、2003年（平成15年）12月に、「坂出市人権教育・啓発に関する基本指針」を策定した。

国においては、2011年（平成23年）4月、「人権教育・啓発に関する基本計画」に新たな人権課題として「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加する改定を行った。

さらに、2016年（平成28年）4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障がい者差別解消法）」が、同年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が、そして「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が同年12月16日に施行され、それに伴う各種通知が関係各省庁から発出された。

## 2 基本指針の策定理念と位置付け

この基本指針は、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、差別や偏見のない明るく住みよい社会を築くべく、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場において実施される人権教育・啓発を通じて、人権の大切さを認識し人権尊重の精神を身に付け行動できるよう、人権教育・啓発の具体的施策の方向を示し、人権尊重社会の構築をめざすことを策定理念とする。また、この基本指針の性格は次のとおりである。

- ① 人権分野の国際的潮流等を踏まえて、粘り強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望のもとに策定するものである。
- ② 「坂出市人権尊重のまちづくり条例」の第6条に規定する、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針として位置付け、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や国・県の「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨に沿い、本市の人権教育・啓発の方向を示すものである。
- ③ 「坂出市まちづくり基本構想」およびその他の個別計画との整合性を図り、行政の中立性にも配慮しつつ、国の動向や社会環境の変化等により必要に応じて見直しを行う。



## Ⅱ 人権教育・啓発の現状

### 1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本理念とする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。

しかしながら、現実には、人びとの生存、自由、幸福追求の権利すなわち人間の尊厳に基づく権利が侵害されるという、決して許されるものでないさまざまな人権問題が存在すると国内外から指摘されている。

さまざまな人権問題のうち、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題(部落差別)、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、情報通信技術を使った人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、性的指向・性自認に関する問題などは、人権に関する教育・啓発を推進し、人権尊重の理念に関する国民の理解が深まることによって解消に向かうと考えられる。

このようなさまざまな人権問題が生じている背景としては、人びとの中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向、非合理的な因習的意識の存在、人間関係の希薄化等が挙げられるが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、人権問題を複雑にさせる要因になっている。また、根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられる。

このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面でさまざまな努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

### 2 人権教育の現状

#### (1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、基本的人権の尊重のための知識、技能および態度を養うものであり、地域の実情を踏まえつつ、学校教育および社会教育において行われる活動である。

#### (2) 本市の人権教育の現状

##### ア 学校教育

学校教育においては、「人権教育の指導方法等のあり方について（第3次とりまとめ）」の活用を通して、幼児・児童・生徒の発達段階に即し、各教科、特別の教科であ

る道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動等の特質に応じながら、人権についての正しい理解や認識を深めるとともに、人権を尊重する意欲や態度、豊かな人権感覚が育成されるよう、学校生活のあらゆる場において、自尊感情の育成となかまづくり等、人権意識の基礎を培う観点に立った取組の充実に努めている。

## イ 社会教育

社会教育においては、生涯学習の視点に立って、各人の自発的学習意欲に基づき、人権の学習ができるよう学校や公民館等の社会教育施設とも連携を図りながら学習機会を提供している。

具体的には、市民が主体的に学習テーマや実施方法を選べる「人権学習支援事業」の実施、学校の人権教育との連携を深めるための「PTA 研究大会（人権・同和教育研修会）」、人権問題をさらに深く学習したい人のための「人権学習講座」等を開設している。

また、人権尊重意識の普及が企業においても一層進展していくことをめざし、「坂出綾歌企業人権・同和教育推進協議会」の取組を通じ、企業に対してさまざまな人権問題について理解を深める研修や情報提供を行っている。

## 3 人権啓発の現状

### (1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、広く市民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものである。

その目的は、市民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。

### (2) 本市の人権啓発の現状

本市においては、1993年（平成5年）の「人権尊重都市宣言」、さらに2013年（平成25年）10月には、明るく住みよい社会の実現・まちづくりに向けて、たゆまぬ努力を重ね、推進することを目標に「坂出市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、すべての市民がお互いの人権を尊重するまちづくりを進めてきた。

また、2016年（平成28年）に策定した「坂出市まちづくり基本構想」の中においても、『市民一人ひとりの人格や人権が尊重される、市民共働のまちづくり』を基本理念として取組を進めている。

人権啓発については、「坂出市人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき、関係各課がその所管事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動に取り組んでいる。また、

さまざまな啓発主体が連携・協力し、人権啓発のより効果的な推進を図る観点から、坂出市人権啓発推進会議を中心に、地域に密着したきめ細かいさまざまな人権啓発活動をあらゆる機会を通じて展開しており、さらに、一般的な啓発活動のほか、人権相談をはじめとする各種の相談事業も実施している。

### Ⅲ 人権教育・啓発の基本的あり方

#### 1 人権尊重の理念

人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

#### 2 人権教育・啓発の基本的あり方

人権教育・啓発は人権尊重社会の実現をめざして、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的なあり方としては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」で規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点になる。

##### (1) 実施主体間の連携と市民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、さまざまな実施主体によって行われるが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層総合的かつ効果的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえたうえで、相互に有機的な連携・協力関係を強化することが重要である。

また、市民に対する人権教育・啓発は、市民一人ひとりの生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通じて実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

##### (2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発にあたっては、市民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分身に付くよう、対象者の発達段階に応じながら、創意工夫を凝らしていく必要がある。

人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。

すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を市

民に訴えかけることも重要であるが、真に市民の理解と共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、市民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、さまざまな創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチにあたっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。

### **(3) 市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保**

人権教育・啓発は市民一人ひとりの心のあり方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。市民の間に人権問題の捉え方や人権教育・啓発のあり方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容な精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

さらに、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、市民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。従って、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められ、人権教育・啓発にかかわる活動の実施にあたっては、政治活動や社会運動との関係を明確に区別する必要がある。

## IV 人権教育・啓発の推進方策

### 1 人権教育・啓発の取組

人権教育・啓発に関しては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や国・県の「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、また本市の基本指針に基づき、各実施主体においてさまざまな取組が実施されているところである。

人権教育・啓発の各実施主体は、それぞれの役割を明確にし、その役割に応じて相互に連携・協力して総合的かつ効果的に人権教育・啓発を推進していく必要がある。

#### (1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施する必要がある。

##### ア 学校教育

学校教育においては、学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育てていく過程を通じて、人権尊重の精神を涵養することが基本である。

そのうえに、社会教育との連携を図りながら、社会性や豊かな人間性を育てるため、多様な体験活動の機会の充実を図っていく。

いじめについては、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、問題の重要性を認識し、その問題を隠さず、迅速に対処していくべきものであること、どの学校でも起こり得るものであること、早期発見に努めること、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくこと、問題行動に対して毅然とした対応を取ること等の徹底を図るために2014年（平成26年）9月に策定した「坂出市いじめ防止基本方針」に基づき、総合的かつ効果的な対策を推進する。

##### イ 社会教育

社会教育においては、すべての人びとの人権が真に尊重される社会の実現をめざし、人権問題を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活の中で人権の視点から問題があるような出来事に接した際に、直感的に、その出来事がおかしいと思う感性や、常に人権尊重の行動が無意識のうちに、その態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められている。

そのためには、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図るとともに、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの研究開発を行い、その成果を普及していく。

## (2) 人権啓発

### ア 内容

啓発の内容に関して言えば、市民の理解と共感を得るという観点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要である。

市民の人権に関する基本的な知識の習得には、憲法をはじめとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

また、昨今、人の生命を尊重する意識が薄れてきており、改めて生命の尊さや他人との共生の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

そのほか、互いの人権を尊重しあうということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを市民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

### イ 方法

啓発の方法に関して言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要である。

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。特に、その具体的事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、より身近に感じその理解を深めることにつながり、効果的である。

また、各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・ビデオの放映など市民に向けて行う啓発は、一定の効果があるが、市民一人ひとりが人権感覚や感性を体得するという観点からすると、参加型・体験型の啓発手法も積極的に検討すべきである。

## 2 各人権課題に対する取組

### (1) 女性

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も「男女雇用機会均等法」等において、男女平等の原則が確立されている。しかし、現実には今なお、「男は仕事、女は家事・育児」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、家庭や職場等においてさまざまな男女差別が生じている。

男女共同参画の視点に立って、さまざまな社会制度・慣行の見直しを行うとともに、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。

また、メディアにおける女性の人権尊重を確保するための対策を進めることや、夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための意識啓発と環境づくりを進める必要がある。

本市においては、2011年(平成23年)3月に策定した「坂出市男女共同参画計画」について、女性の活躍推進法の施行や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の改正内容を反映させるため、2016年(平成28年)に計画見直しを行い、DV防止法第2条の3第3項に基づく本市基本計画、ならびに女性活躍推進法第6条第2項に基づく本市推進計画として位置づけ、後期5年計画(平成28年度～平成32年度)を策定した。男女共同参画社会の実現に向け、当該計画に基づき各種施策の推進に努める。

## (2) 子ども

子どもが被害を受ける犯罪の発生や、学校等におけるいじめ、保護者等による虐待、国内外での児童買春や児童ポルノのはん濫、貧困など、子どもの人権をめぐる問題は深刻な状況にある。子どもが一人の人間として最大限に尊重され、守られる必要がある。

ボランティア活動など社会奉仕活動や自然体験活動等の体験活動を推進するとともに、校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け教育相談体制の充実に努める。特に、いじめ問題については、「坂出市いじめ防止基本方針」に基づき、総合的かつ効果的な対策を推進する。

児童虐待に関しては、未然防止や発生時の適切な対応、その後の支援に至るまで、きめ細かな対策が求められており、子育て負担の軽減による虐待の予防、早期発見・早期対応が図られるよう、市民への広報・啓発、相談支援体制の充実に努めるとともに、児童相談所・市・警察・学校・民生児童委員等の関係機関が役割分担を明確にし、緊密な連携を図りながら的確に取り組む。また、「要保護児童対策地域協議会」については、より実効性をたかめたうえで、積極的な活用を図る。さらに、初期対応の遅れが重大な結果を招くことがないよう通告を受けた事案に対して迅速に対応するとともに、警察をはじめとする関係機関との情報共有の徹底を図り、さらなる連携強化に努める。

さらに、児童の商業的性的搾取(児童買春・児童ポルノ・児童売春等)の防止等に努める。

ア 人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実する。

イ 家庭・学校・地域が連携をとりながら、幼児・児童・生徒がすべての人の人権を尊重する意識を高める。



ウ 幼児・児童・生徒の人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にした教育実践を行うことにより、それぞれの年齢に応じた自尊感情をはぐくむとともに、自己責任についての指導に努める。

### (3) 高齢者

高齢化が急速に進む中、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ち、安全で安心して自立した生活ができる社会環境づくりは、重要な課題である。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者がひとりの人間として尊重され、自分らしく安心した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を推進する。

#### ア 人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動の推進

「敬老の日」「老人の日」「老人週間」等の行事を通じ、広く市民が高齢者の福祉について関心と理解を深めるとともに、老人大学、高齢者指導者研修会等において人権学習を積極的に取り入れ、人権尊重思想の普及高揚を図る。

#### イ 高齢者の社会参加への推進

高齢者の学習機会の体系的整備および高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための学習・趣味の場として、老人大学、高齢者学級、趣味の教室、老人クラブスポーツ大会、ゲートボール大会などの充実を図るとともに、ボランティア活動の促進や高齢者リーダーの養成により、知識や経験、技術を活かした地域活動や参加の促進を図る。

#### ウ 高齢者の自立支援の推進

高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して、働きつづけることのできる社会を実現するため、シルバー人材センターの充実を図る。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための支援活動の充実を図るため、地域の社会資源を活用できる仕組みづくりや介護予防、生活支援事業の推進を図る。

エ 高齢者に対するさまざまな虐待やその有する財産権を守るために、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の活用を図る。

### (4) 障がい者

すべての障がい者は、個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。また、すべての障がい者は、社会、経済、文化、スポーツそ

の他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられねばならない。

そのため、各種サービスやボランティア活動による支援、さまざまな情報を容易に取得、利用できるなど、障がい者が可能な限り自立して快適に暮らせるような取組を重視する。

さらに、障がい者に対する虐待が尊厳を害するものであり、自立および社会参加によって虐待防止が極めて重要であること等に鑑み、障がい者虐待の予防および早期発見、迅速かつ適切な保護等を行うため、関係機関の連携の強化等を図る。

また、「障がい者差別解消法」の施行（２０１６年（平成２８年）４月１日）、『坂出市障がい者福祉計画』（２０１５年（平成２７年）３月）および『第５期坂出市障がい福祉計画』（２０１８年（平成３０年）３月）に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域の中で共に豊かに安心して生活できる共生社会の実現をめざす。

#### ア 地域生活のための支援の推進

障がい者が地域の中で安心して生活できるよう、サービスの提供、関係機関との連携による雇用・就労支援、生きがいつくりを推進する。また、生活のために必要なさまざまな情報を容易に取得、利用できるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともに、意思疎通のための手段の確保を支援する。

#### イ 地域福祉の推進

隣近所の助け合いや、ボランティア、障がい者団体、社会福祉協議会などの福祉を担うさまざまな団体・組織が互いに連携し、障がい者の生活を支え、自立を促す取組を推進する。特に災害など危機管理に対して、行政と地域との連携を強め、協力体制の強化に努める。

#### ウ 社会的障壁の除去

市民や事業者等に障がいや障がい者への理解を促すとともに、障がいを理由とする差別をなくし、障がい者の基本的人権を守る。また、公共施設、道路などの改修や情報のバリアフリー化などにより、障がい者も含めて誰もが暮らしやすいまちづくりを進め、障がい者が日常生活または社会生活を営む上で制約となるさまざまな社会的障壁の除去に努める。

### (5) 同和問題（部落差別）

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害にかかわる重要な問題である。その早期解消を図ることは国民的課題である。

１９６９年（昭和４４年）に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、２００

2年（平成14年）3月までの33年間にわたり、国や地方公共団体では、特別措置法に基づき、同和地区の生活環境の改善，社会福祉の増進，産業の振興，職業の安定，教育の充実，啓発など積極的な取組を図ってきた。

その結果、同和地区の生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善された。しかしながら、部落差別の現状は、「人権に関する市民意識調査」の結果を見ても、社会意識としての心理的差別は結婚問題を中心として依然として存在しており、「身元調査事件」、「土地差別事件」、「差別発言・落書き事件」、「えせ同和行為」が後を絶たず、インターネット上では差別書き込みや電子版「部落地名総鑑」が公開されるなど差別的情報が氾濫している。

こうした状況の中、2016年（平成28年）12月に部落差別は許されないことを明示した「部落差別解消推進法」が施行された。本市においては、当該法律を部落差別が解消されるまで同和行政を推進していく法的根拠として位置付け、部落差別の解消に向けた同和行政を積極的に推進する。

部落差別の解消に向けた教育・啓発については、1996年（平成8年）の地域改善対策協議会の意見具申に示された4つの今日的課題である①行政の主体性の確立②同和関係者の自立向上③えせ同和行為の排除④同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりが、今後の同和問題の解決に必要不可欠であるということを十分留意し、また、今後も坂出市同和対策審議会の答申を尊重する中で、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題（部落差別）を重要な人権問題の一つとして捉えて推進する。

同和教育の推進にあたって、学校教育では、教育の中立性に配慮しつつ、学習教材等について資料の収集および調査・研究，ボランティア活動などの充実，教員の自主的研修の充実等，また，社会教育では，多様な学習機会の充実，指導体制の充実等，さらに，家庭教育では，親に対する学習機会の充実，相談体制の整備等，それぞれの分野で一層の充実・整備に努める。

啓発にあたっては、効果的な啓発活動を推進するため、坂出市人権啓発推進会議を中心に、啓発内容や手法に創意工夫を凝らしながら、あらゆる生活の場を通じて市民総参加の啓発活動を展開しており、今後も引き続き、「人権の21世紀」という世界の潮流を踏まえ、市民一人ひとりが同和問題を自分自身の課題として捉えることができるよう、啓発に取り組んでいく。なお、就労面では、雇用主に対して就職の機会均等を図るため公正な採用がされるよう指導・啓発を行う。

そのほか、同和問題（部落差別）に関する差別事案については、関係機関と密接に連携・協力する中で、その調査・処理や相談など適切な解決を図るとともに、同和問題（部落差

別)に対する正しい認識と理解を深めるための啓発に努める。

## (6) 外国人

近年ますます進展する国際化社会を反映し、本市においても在住する外国人の数は年々増加している。その国籍を見ると中国が多く、近年においては、農業従事者、企業の生産工程の一部を担う実習生、介護職員として従事するベトナム、インドネシア、フィリピンの外国人も増加している。

こうした中で、我が国の歴史的経緯に由来する日本人の特別永住者等に対する意識や、外国人との言語や習慣の違いからくる誤解等により、就労や住居など生きていくうえで糧となる生活基盤においてさまざまな差別問題が生じている。

こうしたことを踏まえ、真に国際化された、日本人と外国人が尊重しあった共存関係が築かれるよう、身近の生活の場での交流や、互いの文化・慣習などにふれる機会を充実させるとともに、外国人の人権問題の解決を図るため、人権擁護委員による人権相談を積極的に活用させていく必要がある。なお、相談にあたっては、関係機関等との密接な連携・協力を図る。

また近年、特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的言動が行われ、いわゆるヘイトスピーチとして社会問題化しており、2016年(平成28年)6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行された。ヘイトスピーチは許されないことを明確に示し、国民はヘイトスピーチのない社会の実現に寄与するよう努めなければならないとの基本理念を定めるとともに、国および地方公共団体の責務、相談体制の充実、教育の充実、啓発活動について規定し、ヘイトスピーチの解消に向け取組を推進することとしている。当該法律に基づき、ヘイトスピーチはあってはならないもの、許されないものとして、関係機関等とも連携・協力し啓発活動を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別意識の解消に努め、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する。

## (7) HIV感染者・ハンセン病患者等

不正確な医学知識や思い込みによって、HIV感染者やハンセン病患者、肝炎患者その他感染症患者(患者であったものを含む。)に対する偏見や差別意識が生まれ、さまざまな人権問題が生じている。

この原因の一端は、国の施策および地方自治体の対応にあったことが認められ、再度このような事態を招かないような対策が求められている。

このため、感染の発症および拡大防止対策の強化に努めるとともに、個々のプライバシーに配慮しつつ、市民に対しては機会を捉え正しい知識の普及・啓発に取り組んでい

る。検査実施医療機関のリーフレットおよび各種講演会開催のリーフレット等を窓口カウンターに常設し、正しい知識の普及、感染症等の早期発見のための情報提供等を行っている。今後も、すべての人の生命の尊さを広く市民に知らせ、共存、共生に関する理解を深めていく。

#### (8) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人の更生への意欲とは裏腹に周囲の根強い偏見や差別意識から、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰への道は険しいものとなっている。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会貢献ができるようにするためには、家族、職場、地域住民といった周囲の人びとの理解と協力が不可欠であることから、刑を終えて出所した人に対する差別・偏見意識を解消し、社会復帰を助力していけるよう、関係機関や保護司との密接な連携・協力を通して啓発活動をより一層推進していく。

#### (9) 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族が負う被害には、犯罪による直接的な被害だけでなく、精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、周囲の人びとのうわさ話やマスコミの取材・報道によるストレスといった二次的被害があり、近年その深刻さが注目されている。

そういった犯罪被害者等に対しての総合的な支援を行うため、被害者支援連絡協議会が全国的に設置されており、本市域においても、人権擁護や福祉、医療、青少年の健全育成など具体的ニーズに対応するため、1999年（平成11年）に「坂出警察署管内被害者支援連絡協議会」が設立され、これに参画している。

今後ますますこのネットワークの必要性・重要性が高まる中、関係機関等団体相互の連携を強化し、迅速かつ的確な対応を図るとともに、被害者対策の方向性が同一で、協力を得ることが可能な機関等とのネットワークの拡大を図っていくことが必要である。

#### (10) 情報通信技術を使った人権侵害

情報通信技術の急速な発展により、インターネットの普及、通信環境のブロードバンド化、パソコン・携帯電話等の高性能化・多機能化が進み、従来の文字情報に加え写真や動画、位置情報などのさまざまな情報が、いつでもどこでもやり取りされるようになっている。

情報通信技術を使って個人情報本人の同意なしに収集・利用されるプライバシー侵

害、インターネット等を使って差別を助長する表現が発信される等、人権にかかわる問題が発生している。

このような人権問題に対処していくためには、一人ひとりが個人のプライバシーや名誉についての正しい理解を深めて、インターネット等を正しく利用するように努める必要があり、情報を発信・収集する際の個人情報の取り扱いや人権尊重などのモラルを持った利用について啓発に努める。

#### (11) 北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本国民の拉致問題をはじめとする人権侵害問題については、国連で「深刻な懸念」を表明する決議が採択されるなど、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされている。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題については、国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006年（平成18年）、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、国および地方公共団体の責務などが定められた。この問題についての市民の関心と認識を深めていくため、同法の趣旨に基づき、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）を中心に、国・県など関係機関との連携の中で啓発活動に努める。

#### (12) 性的少数者（セクシャルマイノリティ）

近年、性的指向および性自認に関し、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとり、LGBTとの呼称が知られるようになったが、LGBT以外にも、性別を男女いずれかに分けられない人（Xジェンダー）、他人に恋愛感情を抱かない人（アセクシュアル）、好きになる性やこころの性が明確でない人（クエスチョニング）も存在する。さまざまな調査結果からは、性の要素の一部について、多数の人と違う状態にある人（以下「性的少数者」という。）は、人口の約8%存在していると言われている。

日本の社会においては、「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対する偏見や差別は根強く、男女の性区分と異性愛を前提とする社会の中で、性的少数者は差別や偏見の対象となることを恐れ、「多数者の性のあり方」のみを前提とした価値観を押し付けられがちであり、「性的指向」や「性自認」を理由とした偏見や差別により、さまざまな問題を抱えている。

性的少数者の尊厳や権利が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の

実現が求められており、性の多様性を認め合い、「性のありよう」についての正しい理解を深めるとともに、「性的指向」や「性自認」を理由とした偏見や差別を解消するため、効果的な教育・啓発を推進する。

### (13) その他

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、アイヌの人びとやホームレス（路上生活者）に対する人権問題、職場におけるパワーハラスメントなど多様な人権に関する課題が存在しており、2011年（平成23年）3月に発生した福島第1原子力発電所事故に伴う福島県からの避難者に対する事実に基づかない偏見や差別、誹謗中傷といった新たな人権問題も起こっている。

さらには、近年、非正規雇用・ワーキングプアの増加に伴い、貧困の世代間連鎖が子どもの教育機会の不平等につながっているという指摘もなされている。こういった新たに生じる人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

また、個人の権利権益を侵害することがないように個人情報を適切に取り扱わなければならないが、企業の顧客情報が大量に流出したり、個人情報が商品化されたりする問題が起きている。さらには、依然として戸籍謄本等の不正取得が発生していることから興信所等に身元調査を依頼する状況が社会に厳然と存在する事実を示していると考えられ、個人情報の適正管理の重要性や、利用を誤ると著しい人権侵害を引き起こすおそれがあること、特に身元調査が個人のプライバシーや人権を侵害することなどを市民に広く啓発するとともに、戸籍や住民票などの不正取得防止と早期発見の観点から2012年（平成24年）7月に導入した「登録型本人通知制度」への登録促進に努める。

## 3 人権にかかわりの深い特定職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が必要不可欠である。

人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、公務員、教職員、消防職員、医療・保健関係者、福祉関係者等が挙げられる。

これらの者の関係部署では、それぞれ人権教育・啓発の取組が以前から実施されているところであるが、今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

## 4 総合的かつ効果的な推進体制等

### (1) 実施主体の強化および周知度の向上

人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。

特に、市は、国および県との連携を図りつつ地域に密着したきめ細かい啓発活動を行い、また、市教育委員会は、教育の中立性を確保しつつ学校や社会教育施設等での特色ある取組を支援していく必要があり、各実施主体は、広報用のパンフレットの作成やホームページの開設など平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

### (2) 実施主体間の連携

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要があり、例えば、学校教育機関、社会教育機関および人権擁護機関との連携、各人権課題・分野の関係機関の連携、さらには、公益法人や民間団体、企業等の連携の可能性について検討が重要である。

### (3) 担当者の育成

市は、研修等を通じて、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材の育成を図り、また、専門機関の豊富な知識と経験等も活用しながら、人権教育・啓発の担当者の育成を図る研修を企画・実施する。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

### (4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していくうえで不可欠なものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。

各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図る観点から、各機関相互における利用を促進するほか、多くの市民がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努める。

また、人権に関する国内外の情勢は変遷するものであるので、国内外の新たな文書・文献・資料等の収集に努め、その活用に関する環境の整備・充実に努める。

### (5) 内容・手法に関する調査・研究

市は、より効果的な人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究が必要であるが、



地域の実情・特性を踏まえた既存の調査・研究の成果や国内外の先進的な調査・研究の成果等を活用することも重要である。併せて、その啓発効果等を検証することも必要である。

#### (6) マスメディアの活用等

人権教育・啓発の推進にあたって、より多くの市民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠であるが、教育・啓発の中立性に十分配慮する。

また、広く市民に対して自然な形で人権問題について関心を持ってもらう手法が有意義であり、例えば、標語・ポスターの作成等について、市民からの作品募集・表彰・作品の活用に努めるなど、創意工夫を凝らしながら、市民の参加意識の醸成を図る。

#### (7) 情報通信技術の活用

情報伝達の媒体としてインターネットを活用して、多種多様の人権関係情報を提供するとともに、多くの市民が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実なども重要である。

## **V 指針の推進**

### **1 推進体制**

本市は、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、「坂出市人権教育及び人権啓発推進本部」を中心とした全庁的な取組を進めるとともに、各種の連携の場を有効に活用し、本基本指針をもって、着実かつ効果的に推進する。

### **2 連携および協力**

人権教育・啓発の推進については、行政のほか公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。行政およびこれらの団体等が、それぞれの分野および立場において、必要に応じて有機的な連携・協力を保ちながら、本基本指針の趣旨に沿った自主的な取組の展開に努める。

### **3 指針の見直し**

基本指針は、人権をめぐる国際的潮流や国および県の動向さらには社会環境の変化等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行う。

## < 資 料 >

### 坂出市人権教育および人権啓発推進本部設置要綱

平成 15 年 12 月 1 日要綱第 10 号

#### (設置)

第 1 条 あらゆる人権問題の解決に向けて、人権教育および人権啓発を総合的かつ効果的に推進することを目的に、坂出市人権教育および人権啓発推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権教育および人権啓発に関する諸施策の総合調整および推進に関すること。
- (2) 「坂出市人権教育・啓発に関する基本指針」の推進に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。

- 2 本部長には、市長をもって充てる。
- 3 副本部長には、副市長および教育長をもって充てる。
- 4 本部員には、部長および部長相当職にある者をもって充てる。

#### (職務)

第 4 条 本部長は、推進本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、所掌事務を処理する。

#### (本部会)

第 5 条 本部会は、本部長、副本部長および本部員をもって構成し、本部長が招集する。

- 2 本部長は、本部会の議長となり議事を整理する。

#### (幹事会)

第 6 条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、市民生活部長、教育部長および、幹事をもって構成し、幹事には、課長および課長相当職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長には市民生活部長を、副幹事長には教育部長、人権課長および学校教育課長をもって充てる。
- 4 幹事は、本部員を補佐し、所掌事務に関する具体的な検討を行う。
- 5 幹事会は、幹事長が招集する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

- 第7条 本部長は、必要があると認めるときは、専門的な事項について調査・研究するための専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の委員は、本部長が指名する者でもって構成し、部会の運営は別に定める。

(庶務)

- 第8条 推進本部の庶務は、学校教育課の協力を得て、人権課において処理する。

(委任)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

付 則 (平成18年4月1日要綱)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年4月1日要綱)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年4月1日要綱第22号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号

平成 12 年 12 月 6 日公布

同日施行

## (目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 坂出市人権尊重のまちづくり条例

平成 25 年 9 月 27 日条例第 19 号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であります。また、わが国においては、日本国憲法により、基本的人権の享有が保障され、法の下での平等が定められています。

しかし、今なお、社会的身分、門地、性別、人種、信条等に起因する人権に関する様々な課題が存在し、また、社会情勢の変化等により、新たな課題も生じ、それらの解決に向けた積極的な取組みが求められています。

私たち一人ひとは、自らの人権意識を高め、差別や偏見のない、明るく住みよい社会を築いていかななくてはなりません。

ここに、私たち坂出市民は、坂出市の「人権尊重都市宣言」の趣旨にのっとり、お互いの人権が尊重され、自由かつ平等で公正な社会を実現するため、たゆまぬ努力を重ね、人権尊重のまちづくりを推進していくことを決意し、この条例を制定します。

### (目的)

第 1 条 この条例は、市が推進する人権尊重のまちづくりに関し、市の責務ならびに市民および事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに係る施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者および市内に通勤または通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人または団体をいう。

### (市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において人権施策を推進するとともに、人権意識の高揚を図るための施策を実施する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、互いの人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市民は、人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、人権尊重の社会環境づくりに努めるものとする。

2 事業者は、人権施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第6条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針について定めるものとする。

(調査等の実施)

第7条 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じて意識調査等を実施し、市民の人権に対する意識や意見を把握するものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、人権施策を効果的に実施するため、国、県および関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

付 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。



